

最終更新日 H24.10.24
改修技術 No. 15201101

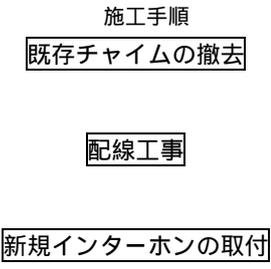
性能分野	高齢者対応
大分類	居住性の向上
中分類	共用部分の居住性の向上/共用設備の改修
技術の名称	インターホン改修

・インターホンは、共用玄関、各住戸玄関、各住戸室内に設置された端末で通話する装置である。音声だけでなく映像や情報を送受信するシステムとして機能が拡張されており、オートロックシステム、火災やガス漏れなどのセンサーと連動して、マンションのセキュリティを支えるシステムとしても利用されている。

・近年では、視覚障害者向け「音声表示」や聴覚障害者向け「光」「振動」による告知等の機能を有しているものもある。

・インターホンの改修は、必要な機能を導入できるように、共用玄関、各住戸玄関、各住戸室内に設置された端末と管理室に設置する機器とをつなぐ配線、連動して操作する機器を設置する工事である。

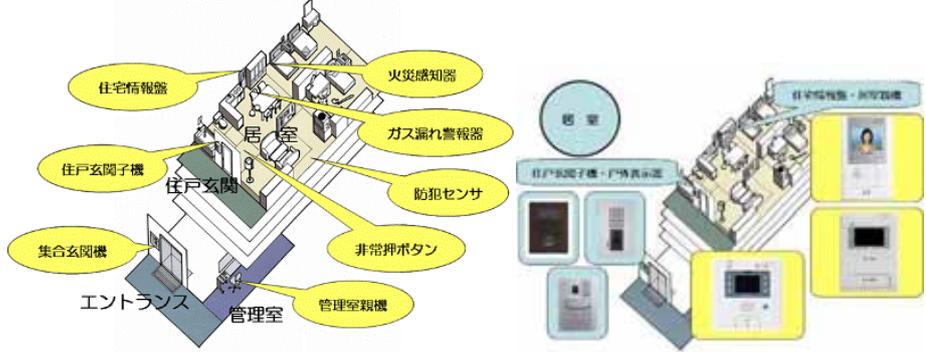
種類（大分類）	概要
テレビドアホン	玄関（門）にカメラ付玄関子機、室内にモニター付親機を取り付け訪問者の顔が確認できるインターホン。
セキュリティドアホン	非常時の通報やガス漏れ警報、火災警報、防犯警報など通話のほかにセキュリティ機能を搭載したインターホン。住宅情報盤とも呼ばれる。
ドアホン	呼出・通話だけのインターホン。



改修技術の概要

集合住宅用インターホンシステム

各スペースに住宅情報盤をはじめ各機器が設置されます



(出典：(一社)リビングアメニティ協会)

共同住宅のタイプごとの技術の適用	技術の種類	調査・診断技術 改修技術（劣化を補修する技術 性能を向上させる技術）	
	共同住宅のタイプごとの適用可能性	S55 年以前供給 中層階段室・壁式(総プロA1)	使われる可能性が相当ある
		S55 年以前供給 高層・ラーメン(総プロA2)	使われる可能性が相当ある
		S56～H2 年供給(総プロB)	使われる可能性が相当ある
		H3～12 年供給(総プロC)	使われる可能性が相当ある
		H13 年以降供給(総プロD)	使われる可能性が相当ある
	(補足)		

常にセットで利用される技術		
技術が適用される建物の部位		共用部分 (躯体・外壁 屋根 建具 設備・配管等 その他共用部) 専有部分 (設備・配管 その他専有部分) [設置・運営等で建築基準法以外に注意すべき主な法令がある設備 () 注意すべき主な法令 ()]
団地で適用した場合のメリット		住棟まわりの土地が利用できること(仮設以外)() まとまった土地が利用できること(仮設以外)() 住宅の数が多く密度が高い() 特定の設備があること()
足場の設置が必要		必要 不要 ()
工事による居住者への影響	数日以上居住できない住戸が発生	該当 非該当 ()
	一時的な影響が発生	断水などライフラインが一時的に利用不可 振動 騒音 粉塵 臭気 その他専有部分又は専用使用部分に対する制限 ()
	工事後に続く影響が発生	専有部分又は専用使用部分の使用に対する制限() 日照・採光等への影響()
当該技術が利用される工事		計画修繕工事(劣化の補修 性能の向上) 耐震改修工事(耐震性の向上 他の性能の向上)
技術的限界		
参考資料	技術情報	
	価格情報	